

後期高齢者医療制度のお知らせ

■保険料決定通知書を送付

保険料決定通知書を7月中旬に発送します。

なお、保険料は、原則、老齢基礎年金などの受給額から差し引きます。年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などで納めます。

■保険料のしくみ

保険料は、図1のとおり、加

図1 後期高齢者医療制度の保険料の計算

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(限度額66万円) (年額4万6400円)

▼所得割額の計算

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与所得、雑所得} \\ \text{(年金など)、配当} \\ \text{所得、一時所得な} \\ \text{どの合計額} \\ \text{※退職所得を除く} \\ \text{賦課のもととなる所得} \end{array} - \begin{array}{l} \text{地方税法に定め} \\ \text{る基礎控除額} \\ \text{(合計所得金額が} \\ \text{2400万円以下の} \\ \text{場合は43万円)} \end{array} \right) \times \text{所得} \\ \text{割率} \\ 9.49\%$$

※賦課のもととなる所得とは、保険料の計算のもとになる所得です。

表1 均等割額の軽減

世帯主と被保険者全員の総所得額	軽減割合
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円+29万円×被保険者数以下	5割
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円+53万5000円×被保険者数以下	2割

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

表2 自己負担割合判定基準

判定基準	所得区分	負担割合
同じ世帯の被保険者の中に課税所得が145万円以上の方がいる	現役並み所得者	3割
次のすべてに該当する ①同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②年金収入とその他の合計所得金額が200万円(同じ世帯に被保険者が2人以上いる場合は合計320万円)以上である	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者の課税所得がいずれも28万円未満である、または、①に該当するが②には該当しない	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯の方は、上記にかかわらず1割負担となります。

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同じ世帯の被保険者は、3割に該当しても、「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下の場合、1割または2割の負担となります。

表3 収入額による負担割合判定基準

同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者	令和4年中の収入額(必要経費などを差し引く前の金額)	負担割合
1人	383万円未満(※)	表2をもとに判定
2人以上	合計額が520万円未満	

※383万円以上の方でも、同じ世帯に70~74歳で国民健康保険、または、会社などの健康保険の加入者がいる場合は、合計額が520万円未満であれば1割または2割の負担です。

入者全員が均等に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額です。
【所得に応じて保険料を軽減】
 均等割額の軽減は表1のとおりです。所得割額の軽減は、被保険者本人の賦課のもととなる所得金額(図1のとおり)が15万円までの方は5割、20万円までの方は2.5割となります。
【会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料を軽減】
 制度に加入する前日まで会社

の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者であったため自分で保険料を納めていなかった方は、所得割額が無料になるほか、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。
■医療費の自己負担割合
 医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、毎年8月1日に表2の判定基準をもとに判定します。
【3割負担の方でも条件により1割または2割の負担に】
 3割負担の方でも、表3の条件を満たす方は、自己負担割合が1割または2割になります。

限度額適用・標準負担額減額認定証を送付
 世帯全員が住民税非課税の場合に、申請により交付されます。入院時の食事代と、保険適用の医療費の自己負担分が減額されます(申請した月の初日の世帯状況で判定し、申請した月の初日まで遡って認定)。
 現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方で、8月以降も基準を満たしている場合は7月下旬に新しい認定証を送付します。新たに必要の方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。

医療費の自己負担割合が3割の方にも条件により限度額適用認定証を交付
 同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満であれば、申請により認定証を交付します。
 必要な方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。
 ☆詳しくは、後期高齢者医療係へ。

